

亀山市告示第40号

令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和4年2月25日

亀山市長 櫻井 義之

令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として実施する令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）支給事業（令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知。以下「国要領」という。）に基づく支援給付金を支給する事業をいう。以下「臨時特別給付金支給事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「子育て特別給付金」とは、臨時特別給付金支給事業により、市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者等）

第3条 子育て特別給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、子育て特別給付金に係る申請（以下単に「申請」という。）を行う日において市の住民基本台帳に登録されている者とする。ただし、子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「対象児童」という。）を算定の基礎とする先行給付金等（国要領に基づき市又は他の地方公共団体によって贈与される先行給付金、追加給付金、一括給付金若しくはクーポン給付又はこれらに相当する給付をいう。以下同じ。）の全部を受給者から受領し、又は当該先行給付金等が対象児童のために費消されているときは、支給対象者としなない。

(1) 令和3年9月分（同年9月1日から同月30日までの間に生まれた児童に係る児

児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）にあつては、令和3年10月分とする。）の児童手当の受給者（法附則第2条第1項の規定により給付を受ける者を除く。）でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者（法附則第2条第1項の規定により給付を受ける者を除く。）になった者であつて、先行給付金等の受給者の配偶者であつた者のうち令和3年8月31日より後に離婚等をした者その他これらに準ずる者

(2) 令和3年9月30日において平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童（配偶者を有している者を除く。以下「高校生」という。）の主たる生計維持者ではなかったが、令和4年2月28日において高校生を養育している者（前号に該当する者を除き、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「令」という。）第3条に規定する所得の額（以下「所得額」という。）が令第1条に規定する額未満の者に限る。）及びこれに準ずる者であつて、先行給付金等の受給者の配偶者であつた者のうち令和3年9月30日より後に離婚等をした者その他これらに準ずる者

2 対象児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 先行給付金等の支給額の算定の基礎となった児童であつて、令和4年3月分の児童手当に係る児童

(2) 先行給付金等の支給額の算定の基礎となった児童であつて、令和4年2月28日において支給対象者に養育される高校生

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる場合は、それぞれ同表の右欄に定める者を支給対象者とする。ただし、既に同項各号に掲げる者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合については、この限りでない。

1 受給者等が死亡した場合（この項の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者、左欄に掲げるものが死亡した日以後に高
--	--

	<p>校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>2 子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

（子育て特別給付金の額）

第4条 子育て特別給付金の額は、対象児童1人につき10万円（対象児童を算定の基礎とする先行給付金等の一部を先行給付金等の受給者から受領し、又は当該先行給付金等の一部が対象児童のために消費されているときは、10万円から当該受領し、又は消費された額を減じた額）とする。

（申請の受付開始日及びその期限）

第5条 申請の受付開始日は、令和4年2月28日とする。

2 申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年4月30日までとする。

（子育て特別給付金の支給の方法）

第6条 子育て特別給付金の支給は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、児童手当の振込みに係る指定口座又は申請者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、市長が口座振替の方法により難いと認める場合は、この限りでない。

2 市長は、申請者に対し、必要に応じて、次に掲げる書類等を提出させること等により、当該申請を行った者が支給対象者に該当する者であるかどうかについて確認を行うものとする。

(1) 令和4年2月28日までに離婚し、又は同日において離婚協議中であることが確認できる書類

(2) 児童手当（法附則第2条第1項の規定による給付を除く。）を受給していることが分かる書類

(3) 所得を証明する書類
（代理による申請）

第7条 代理により申請を行うことができる者は、支給対象者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（子育て特別給付金の支給の決定）

第8条 市長は、申請を受理したときは、速やかに内容を確認し、適当と認めたときは、子育て特別給付金の支給を決定し、これを支給する。

（子育て特別給付金の支給等に関する周知）

第9条 市長は、臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法及び受付開始日等の臨時特別給付金支給事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 前条の規定による周知にかかわらず、第5条第2項に規定する申請の期限までに申請を行わなかった支給対象者は、子育て特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第8条の規定による支給の決定を行った後、子育て特別給付金を支給するために、児童手当の振込みに係る指定口座又は申請者が指定する金融機関の口座に振込を行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により令和4年5月31日までに振込ができない場合は、当該決定を取り消すものとする。

3 第6条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備により子育て特別給付金の振込みができないことを理由として市長が申請者に当該申請書の補正を命じたにもかかわらず当該補正が行われなかったことその他申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、子育て特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しな

くなった者又は偽りその他不正の手段により子育て特別給付金の支給を受けた者に対し、既に支給した子育て特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 子育て特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、臨時特別給付金支給事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部改正)

2 令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和3年亀山市告示第208号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として実施する令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知。<u>以下「国要領」という。</u>）に基づき支給する先行給付金（同要領第1の1に規定する先行給付金をいう。）及びこれに追加</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として実施する令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき支給する先行給付金（同要領第1の1に規定する先行給付金をいう。）及びこれに追加して支給する給付金を一括</p>

<p>して支給する給付金を一括して支給する事業をいう。以下「臨時特別給付金支給事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象者等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童(以下「対象児童」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。<u>ただし、国要領に基づき市又は他の地方公共団体によって贈与された支援給付金に係る対象児童は、対象児童としない。</u></p> <p>[(1) ~ (3) 略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>して支給する事業をいう。以下「臨時特別給付金支給事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象者等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童(以下「対象児童」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>[(1) ~ (3) 略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

(失効)

- 3 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)申請書

亀山市
受付印

※申請時点の住民票所在市区町村

亀山市長 様

記入日 令和 年 月 日

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽り又は相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
 (2) 他の市区町村から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けていません。
 (3) 子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、亀山市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
 (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 (5) この申請書は、亀山市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
 (6) 亀山市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、亀山市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、亀山市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
 (7) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)を返還します。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	年 月 日	電話 ()
	<input type="checkbox"/>	(離婚された方) 元配偶者の氏名	申請者の旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)
	<input type="checkbox"/>	DV避難者の場合は ☑を記載ください	

2. 対象児童(申請時点で養育している児童)

No.	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1		男・女	年 月 日		
2		男・女	年 月 日		
3		男・女	年 月 日		
4		男・女	年 月 日		

3. 確認事項

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金をすでに受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか(以下「受領」という。)、または給付相当額が受給者によって2. の対象児童のために費消(以下「費消」という。)されているかを確認します。

以下のいずれか該当する番号を記入してください。

- (1) 給付相当額を受領しておらず、費消されたことも承知していない。
 (2) 給付相当額の一部又は全部を受領している、または費消されている。

→ 受領した額・費消された額をわかる範囲で記入してください。

総額

円

4. 申請額・請求額

①対象児童数(上記2. の人数)	人
②控除額(上記3. (2)で記入した額) ※上記3. (1)を記入した場合は記入不要	円
③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円

※ 例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5万円の場合は、③は15万円となる(=2人×10万円-5万円)

(裏面も確認してください。)

5. 添付書類

令和4年3月分の児童手当(本則給付)の認定市町村から転居した場合には、受給者であったことがわかる書類(支払通知書・認定通知書の写し等)を添付してください。

児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は、下記の書類その他必要な書類を添付してください。

- ①振込先金融機関口座確認書類の写し
- ②令和4年2月28日までに離婚したことがわかる書類(離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等)又は9月以降の事情変更に関する必要な書類
- ※離婚協議中の場合は、令和4年2月28日時点で協議中であることがわかる書類(公的機関から発行された書類又は弁護士等、第三者により作成された書類)を添付してください。
- ③住民票(児童と別居している場合は、児童の住民票)
- ④申請者の令和3年度(令和2年分)市区町村民税課税証明書・非課税証明書(令和3年1月1日に亀山市に住民登録がない方)

6. 受取口座 下記の口座への振り込みを指定します。

※口座の名義は、申請者ご本人の名義に限ります。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
金融機関番号	1.銀行	店番号	本・支店	1.普通		
	2.金庫		本・支所			
	3.信組		出張所	2.当座		
	4.信連					
	5.農協					
	6.漁協					
	7.信漁連					

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※その他の添付書類は、クリップ等で留めてください。